

小規模事業者持続化補助金事前確認書

■どの会に応募希望か。

- 第2回受付締切：2020年 6月 5日（金）
- 第3回受付締切：2020年10月 2日（金）
- 第4回受付締切：2021年 2月 5日（金）

確認事項

- 平成28年度第2次補正予算事業のうち【追加公募分】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者ではない。
- 応募にはべ切1か月前からの相談が必要です
- 小規模事業者である

小規模事業者支援法では、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しています。

<input type="checkbox"/>	商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
<input type="checkbox"/>	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
<input type="checkbox"/>	製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

- 個人事業主もしくは営利法人である
- 商工会議所・商工会に事前確認書（様式4）を事業者がもらいに行く必要がある
- 書類の郵送は事業者ご自身で行う
- 採択後の交付申請以前に買ったものは補助金に該当しない
- 決算書の提出ができる（申し込み時に提出）
- 車・パソコンは対象にならない
- HP・チラシ・広告費等の販売促進や、生産性を向上する機械を購入する目的である。
(いづれかに○) HP／チラシ／広告費等 /産性を向上する機械
- 支払いは自己資金・借りで事前に用意する必要がある。補助金は後払いである。自己資金は用意できる。

【加点要素】該当するものがあれば

- 新型コロナウイルス感染症への役員・従業員の罹患による、同感染症による直接的な影響を受けていること。「病院等からの診断書」の写し、および自社に在籍していることを証する書類を添付。

- 新型コロナウイルス感染症に起因して、前年同月比10%以上の売上減少が生じていること。
- 補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で1.5%以上増加させる計画を有し、従業員に表明していること
- 補助事業完了後の1年後、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする計画
- 経営力向上計画の認定を受けている

◆お申し込みの際に記載ください。

代表者の氏名	
代表者の氏名(フリガナ)	
郵便番号	
住所(都道府県名から記載)	
名称	
代表者の役職	
代表者の氏名(姓/名)	
電話番号	
FAX番号	
E-mail アドレス	
代表の生年月日	
代表の年齢	
<input type="checkbox"/> 法人番号	
<input type="checkbox"/> 自社ホームページのURL	
<input type="checkbox"/> 設立年月日(西暦)	
<input type="checkbox"/> 直近1期(1年間)の売上高(円)	
<input type="checkbox"/> 直近1期(1年間)の売上総利益(円) 決算書に記載があります。	
<input type="checkbox"/> 決算書 直近1期分の提出 PDFもしくは郵送でお送りください	

HPがない場合は自社の商品の写真を下記アドレスまでお送りください。

メールアドレス：uchidakeiei.info@gmail.com